**園則（運営規程）**

認定こども園　参考様式【令和５年12月版】

　（名称及び所在地）

第１条　○○法人○○会が設置するこの施設（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1)　名　称　○○こども園

　(2)　所在地　青森県八戸市・・・

　（施設の目的及び運営の方針）

第２条　当園の目的は、・・・各園の目的を記載

２　当園の運営の方針は、次のとおりとする。

　(1)　八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号。以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。

　(2)　・・・　各園の方針を記載

　(3)　・・・

　（提供する教育・保育の内容）　各園の内容を記載。以下参考例示

幼保連携型の場合

第３条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

幼保連携型以外の場合

第３条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

　（子育て支援）

第４条　当園は、子育て支援事業として、・・・を実施する。

認定こども園法施行規則で規定されている下記５事業のうち、１つ以上を実施すること。

①　子育て相談（相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援）

②　一時預かり（一般型）

③　地域の家庭に対する情報提供・相談支援

④　子育て支援を受けることを希望する希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整

⑤　地域の子育て支援者に対する情報提供・助言

（利用定員）

第５条　当園の利用定員は、次のとおりとする。

(1)　法第19条第１号の子ども（以下「１号認定子ども」という。）　○○人

(2)　法第19条第２号の子ども（以下「２号認定子ども」という。）　○○人

(3)　法第19条第３号の子ども（以下「３号認定子ども」という。）　○○人

ア　３号認定子どものうち、満１歳以上の子ども　○○人

イ　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　○○人

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　当園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は園児数により変動することがある。

（学年及び学期）　各園で定める学期を記載

第７条　当園の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　１年を次の３学期に分ける。

(1)　第１学期　４月１日から７月31日まで

(2)　第２学期　８月１日から12月31日まで

(3)　第３学期　１月１日から３月31日まで

　（教育・保育を提供する日）　各園で定める日を記載

第８条　当園の教育・保育を提供する日は、次に掲げる休園日を除く日とする。

　(1)　１号認定子ども

ア　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）

イ　夏季休園　○月○日から○月○日まで

　　ウ　冬季休園　○月○日から○月○日まで

　　エ　春季休園　○月○日から○月○日まで

　(2)　２号認定子ども及び３号認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）

ア　日曜日及び祝日

　　イ　年末年始　○月○日から○月○日まで

　（教育・保育を提供する時間）　各園で定める時間を記載

第９条　当園の教育・保育を提供する時間及び開園時間は次のとおりとする。

(1)　教育標準時間認定に係る教育時間　　　　●時●分から▲時▲分まで

(2)　保育標準時間認定に係る教育・保育時間　〇時〇分から△時△分まで

(3)　保育短時間認定に係る教育・保育時間　　◎時◎分から◇時◇分までのうち、保護者が保育を必要とする８時間　←設定時間が８時間を超えない場合は下線部を削除

　(4)　開園時間　●時●分から◆時◆分まで

２　当園は、１号認定子どもの保護者が、やむを得ない理由により前項第１号に規定する教育時間の前後に預かりを希望する場合には、開園時間内において一時預かりを実施する。

３　当園は、保育認定子どもの保護者が、やむを得ない理由により前項第２号及び第３号に規定する教育・保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

４　当園は、在園児以外の一時預かり（開園時間内）、及び利用希望に応じて休日保育（●時●分から◆時◆分まで）を実施する。実施しない場合は削除

　（保育料その他の費用）

第10条　当園は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。

　(1)　園児の居住する市町村の長が定める保育料

　(2)　別表に定める費用

　　ア　教育・保育の提供における便宜に要する費用　※実費徴収

イ　市運営条例第13条第３項の規定により、教育・保育の質の向上を図るために要する費用　※上乗せ徴収　無ければ削除

　　ウ　一時預かり及び延長保育に係る費用　←休日保育（自主事業）を行う場合にはその旨を追加

　（入園に関する事項及び利用にあたっての留意事項）　各園の状況に応じて記載

第11条　当園は、１号認定子どもに該当する児童の保護者から入園の申込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1)　利用定員に空きがない場合

(2)　利用定員を上回る申込みがあった場合

(3)　当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　１号認定子どもに係る利用定員を超える入園の申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。　各園の選考方法を記載

(1)　兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2)　○○の場合は、前号の次に優先して入園させる。

(3)　その他の者は先着順により選考し、入園させる。←抽選、面接など適宜置き換え

３　保育認定子どもについて、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

４　当園は、利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。

　（退園及び転園に関する事項）　各園の状況に応じて記載

第12条　退園又は転園しようとする園児の保護者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

２　園長は、前項の規定による届出が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

３　当園は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

　(1)　保護者から退園又は転園に係る届出が提出されたとき。

(2)　保護者が法に定める教育・保育給付認定要件に該当せず、市町村が教育・保育給付認定を取り消したとき。

(3)　市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)　その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（休園に関する事項）　各園の状況に応じて記載

第13条　病気その他の理由により休園しようとする１号認定子どもの保護者は、その理由を記して速やかに園長に届け出るものとする。

２　園長は、園児が多数伝染病にり患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで園児の登園を禁じ休園とすることができる。

３　園長は、第１項の規定による届出が提出されたとき、又は前項の規定により休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

（卒園に関する事項）　各園の状況に応じて記載

第14条　園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

　（緊急時等における対応方法）　各園における対応方法を記載。以下参考例示

幼保連携型の場合

第15条　当園は、園児の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定しこれを実施するとともに、危険等発生時対処要領←各園の規程名を記載に基づき必要な訓練等を行う。

幼稚園型の場合

第15条　当園は、園児の安全の確保を図るため学校安全計画を策定しこれを実施するとともに、危険等発生時対処要領←各園の規程名を記載に基づき必要な訓練等を行う。

保育所型の場合

第15条　当園は、園児の安全の確保を図るため、危機管理マニュアル←各園の規程名を記載に基づき必要な訓練等を行う。

以下各園共通

２　当園は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

　（非常災害対策等）各園における対策を記載。以下参考例示

第16条　当園は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を策定し、地震、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

　（虐待の防止のための措置）　各園における対策を記載。以下参考例示

第17条　当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

(1)　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)　職員による児童に対する虐待等の行為の禁止

(3)　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)　その他虐待防止のために必要な措置

２　前項第２号における虐待等の行為とは、市運営条例第25条に規定する行為をいう。

３　当園は、当園の職員又は養育者（児童を現に養育する保護者等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

　（その他運営に関する重要事項）

第18条　この園則を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

２　その他、各園の重要事項を記載。無ければ削除

附　則　規定例

この園則は、令和●年●月●日から施行する。

　　附　則

この園則は、令和●年●月●日←理事会議決日以降の日付を記入から施行する。

　　附　則

この園則は、令和●年●月●日←理事会議決日を記入から施行し、同年４月１日から適用する。

別紙職員表

職員の職種、員数及び職務内容　各園の状況に応じて記載。無い職種は削除

　※認定こども園の場合は、主幹保育教諭としての業務を行う者が２人必要（副園長等がその職にあたっても可）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
| 園長 | 1 | 1 |  | 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し園務を行う。 |
| 副園長 | 1 | 1 |  | 園長を補佐し園務整理を行う。 |
| 主幹保育教諭 | 2 | 2 |  | 教育・保育計画の立案及び地域の子育て支援活動等の業務を行う。 |
| 保育教諭 | ○ | △ | □ | 園児の教育・保育を行う。 |
| 調理員 | 3 | 1 | 2 | 給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を行う。 |
| 事務職員 | 1 | 1 |  | 経理及び庶務等の事務全般を行う。 |
| 学校医 | 1 |  | 1 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |
| 学校歯科医 | 1 |  | 1 |
| 学校薬剤師 | １ |  | １ | 園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |

　※幼稚園型の場合は、保育教諭を教諭に置き換え

　※保育所型の場合は、保育教諭を保育士に置き換え

別表

１　教育・保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）　参考例示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | | 金　額 |
| 主食費 | （１号認定子ども） | 月額　　　　　円 |
| 副食費 | 月額　　　　　円 |
| 主食費 | （２号認定子ども） | 月額　　　　　円 |
| 副食費 | 月額　　　　　円 |
| バス送迎費（希望者）（片道） | | 月額　　　　　円 |
| （往復） | | 月額　　　　　円 |
| スイミング代（４歳児以上）（希望者） | | 月額　　　　　円 |
| 教材費（３歳児以上） | | 月額　　　　　円 |
| 制服代（３歳児以上）（入園時又は進級時） | | 円前後 |
| 保険料（希望者） | | 年額　　　　　円 |
| 遠足・行事等に係る費用 | | 年額　　　　　円前後 |

２　教育・保育の質の向上を図るために要する費用（上乗せ徴収）　無ければ削除

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 負担を求める理由・目的等 | 金　額 |
| ○○費 |  | 月額　　　　　円 |
| △△に係る費用 |  | 年額　　　　　円 |

３　１号認定子どもの一時預かりに係る費用　　参考例示

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| 平　日　○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| 土曜日　○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| 長期休園期間　○○時～○○時 | （日額）（１時間）　　　　　　　円 |
| 土曜日・長期休園期間の給食費（希望者） | （日額）（１食）　　　　　　　　円 |

４　在園児以外の一時預かりに係る費用　　参考例示

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| 平　日　○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| 土曜日　○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　　円 |
| 給食費（希望者） | （日額）（１食）　　　　　　　　円 |

５　保育認定子どもの延長保育に係る費用　　参考例示

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○時～○○時 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |
| 保育短時間認定子どもで８時間を超えた場合 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |
| 保育標準時間認定子どもで11時間を超えた場合 | （日額）（月額）（１時間）　　円 |

６　休日保育に係る費用　←自主事業で費用を徴収する場合。無ければ削除

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 金　額 |
| ○○時～○○時 | （１時間）　　　　円 |
| ○○時～○○時 | （半日）　　　　　円 |
| 給食費（希望者） | （１食）　　　　　円 |